



男女共同参画の視点

知っていますか パートナーシップ制度

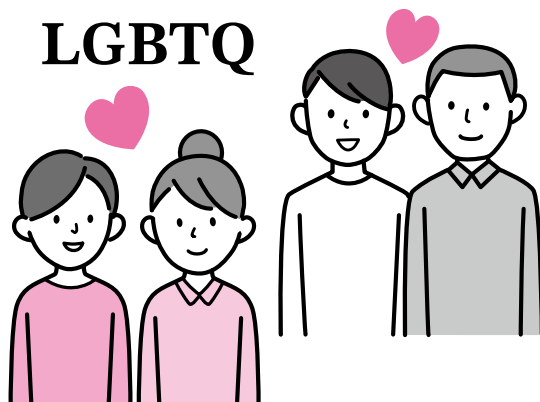
男性と女性の異性間には婚姻(事実婚を含む)という制度がありますが、同性同士の結婚は法的に認められていません。パートナーシップ制度とは、性別に関わらず日常生活において互いに協力し合い生きていくことを約束した2人が、人生のパートナーシップ関係であることを宣誓または届け出る制度で、自治体によって、独自にこの制度を設けています。

パートナーシップ制度に法的な効力はありませんが、病院で家族と同様の扱いが受けられる、生命保険の受け取りにパートナーを指定できるなど、社会的配慮を受けられる場合があります。

男女共同参画センターを活用してください

現在、本市ではパートナーシップ制度は導入していませんが、一人一人の多様性が尊重され、その人らしく活躍できる社会を実現できるよう取り組みを進めています。男女共同参画センターではLGBTQコーナーを設置して啓発活動を行っていますので、活用してください。

LGBTQ



場所＝そよら成田ニュータウン アネックス館B棟2階(赤坂2-1-14)

開館時間＝午前9時～午後9時(午後6時以降に利用がない場合は午後7時まで)

※くわしくは市民協働課(☎20-1507)へ。



消費生活相談Q&A

「簡単にもうかる」という 副業の広告に注意!

Q 「初心者でも隙間時間で簡単にもうかる」という副業を勧めるインターネット広告を見て、在宅で手軽にできそうと思い5,000円でマニュアルを購入しました。その後、販売業者から「プロのサポートが受けられる有料のプランに入らないと稼げない」と電話があり、借金をして200万円を支払い、サポートプランに加入しました。ところが、指示通りにやっても全くもうかりません。解約して支払った代金を取り戻すにはどうしたらいいのでしょうか。

A 「簡単にもうかる」とうたい、副業で収入を得るためのノウハウが入っているという触れ込みの情報商材の販売広告がインターネット上で増えています。

情報商材は、購入するまで内容が分からず、全く価値のない情報の可能性もあります。また、「有料のサポートを受けないと稼げない」などと言い、100万円以上もする高額なサポートプランを勧めてくるケースも多く見られます。サポートプランに加入しても利益が出る保証はなく、借金だけが残ったという相談も寄せられています。

電話で有料プランの勧誘を受けた場合は、電話勧誘販売とし



て、契約書面を受け取った日から8日以内であれば、クーリング・オフにより、契約を無条件で解除でき、支払った代金を全額取り戻せる可能性があります。また、契約書面を受け取っていない場合や契約書面に不備がある場合は、契約後時間がたってもクーリング・オフを主張できる場合があります。

不安に思ったりトラブルになったりした場合は消費生活センターに相談してください。

※くわしくは同センター(☎23-1161)へ。



健康保険証

12月2日から発行されなくなります

マイナンバーカードと健康保険証の一体化により、12月2日から保険証は発行されなくなります。

12月2日以降は健康保険証の利用登録をしたマイナンバーカード(マイナ保険証)で保険診療を受けられます。

また、マイナンバーカードを持っていない人や、マイナンバーカードを持っても健康保険証の利用登録をしていない人などは、保険証に代わる書類として交付される「資格確認書」を提示することで、これまで通り医療機関などを受診できます(表1)。

なお、国民健康保険と後期高齢者医療制度の場合は、12月2日以降も記載された有効期限までは手元にある保険証が使用できます。そのほかの保険証を持っている人は、保険者が勤務先に確認してください。

マイナ保険証は事前に登録を

マイナンバーカードを健康保険証として利用するには、事前に申し込みが必要です。くわしくは、マイナポータル特設ページで確認してください。



マイナポータル
特設ページ

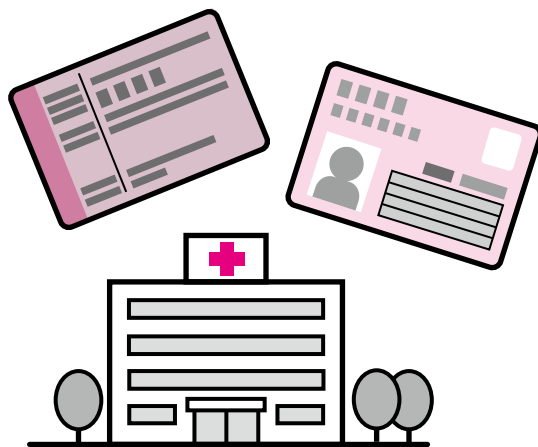
資格確認書・資格情報のお知らせの交付

12月2日以降、健康保険を切り替えた時や保険証の有効期限が切れた時にマイナ保険証を持っていない人には、引き続き保険診療を受けられるよう、申請によらず「資格確認書」が交付されます。

表1 医療機関で提示する物(マイナ保険証に対応している医療機関を受診する場合)

	マイナ保険証を持っている人	マイナ保険証を持っていない人
12月1日まで	マイナ保険証または健康保険証*	健康保険証*
12月2日から		健康保険証*または資格確認書

*使用可能な期間は加入している健康保険によって異なります



また、マイナ保険証を持っている人には、自身の被保険者資格などを把握できるよう、各保険者から資格情報のお知らせが交付されます。資格情報のお知らせのみでは受診できませんが、マイナ保険証と合わせて提示することで、マイナ保険証に対応していない医療機関を受診することができます。

表2 保険証の使用可能期間と交付される書類

加入している健康保険	保険証の使用可能期間	交付される書類
国民健康保険	保険証に記載された有効期限まで使用可	手元にある保険証の有効期限が切れる前に、マイナ保険証の有無に応じて資格確認書と資格情報のお知らせのいずれかを送付
後期高齢者医療制度		令和7年8月の年次更新までの間は、マイナ保険証の有無に関わらず、資格確認書を交付
そのほか	保険者または勤務先に確認してください	

※くわしくは保険年金課(☎20-1526)へ。



国民年金の保険料控除証明書

年末調整や確定申告が必要です

国民年金保険料を社会保険料控除として申告する場合は、1年間に納付した国民年金保険料を証明する書類を添付または提示することが義務付けられています。生命保険会社などから送付される控除証明書と同様に、1年間に納付した国民年金保険料の額を証明した控除証明書(はがき)が、日本年金機構から11月上旬に送付されます。年末調整や確定申告の手続きでは、必ずこの証明書または領収証書が必要となりますので、申告を

行うまで大切に保管してください。

日本年金機構では、控除証明書に関する問い合わせ先として「ねんきん加入者ダイヤル」を開設しています。

期日=月~金曜日、第2土曜日(祝日、年末年始を除く)

時間=午前8時30分~午後7時(第2土曜日は午前9時30分~午後4時)

電話番号=0570-003-004(IP電話などは03-6630-2525)

※くわしくは、ねんきん加入者ダイヤルへ。